

呉市業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の業務仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 この契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 発注者が、第7条に規定する担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、請求書を除く。）は、担当者を経由するものとする。
- 10 前項の書類は、担当者に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(書面による催告等)

- 第1条の2 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等」という。）は書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書のほかの条項により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(着手届)

- 第1条の3 受注者は、履行期間の初日から起算して10日以内に、業務着手届を発注者へ提出しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(委託料内訳書及び業務計画書)

- 第2条 受注者は、発注者の請求があった場合は、本契約締結後10日以内に、委託料内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、発注者の請求があった場合は、仕様書等に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 委託料内訳書及び業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(受注者の通知義務)

- 第4条の2 受注者は、この契約の履行につき、業務の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、当該業務範囲につき、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により、第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、発注者に対して、委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する受注者の責任)

第6条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。また、使用人を変更したときも、同様とする。

3 受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(担当者)

第7条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「担当者」という。）を定めるときは、その氏名を受注者に通知するものとする。また、担当者を変更したときも、同様とする。

2 担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行について受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
- (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務に関する責任者)

第8条 受注者は、業務を履行するに当たって業務に関する責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、業務に係る関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務に係る関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、担当者がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを求めることができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第10条 受注者は、仕様書等に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

2 発注者又は担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(関連作業等を行う場合)

第11条 発注者は、受注者の業務の履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して当たるものとする。

(条件変更等)

第12条 受注者は、業務を履行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

- (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。
- (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号のいずれかに掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号のいずれかに掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときについての当該必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等又は指示の変更）

第12条の2 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示（以下「仕様書等又は指示」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託期間又は履行期限の変更方法）

第13条 委託期間又は履行期限（以下「委託期間等」という。）の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託期間等の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（委託料の変更方法等）

第14条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第15条 受注者は業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置を執らなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置を執らなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者はその執った措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は担当者は、事故防止その他特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担

する。

(損失負担)

第16条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。

3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は前項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

第17条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、その指定する職員（以下「検査員」という。）をして、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了させるとともに、受注者の請求があった場合は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(委託料の支払)

第18条 受注者は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第19条 受注者は、発注者の承諾を得て、委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記された者に委託料の全部又は一部を支払ったときは、発注者は、その責めを免れる。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第20条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定において受注者が追うべき責任は、第17条に規定する検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、検査合格の日から1年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失より生じた場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第20条の2 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該履行遅滞に係る部分の委託料の額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）をもって計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により第18条第2項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率をもって計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契

約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第23条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託料（複数年契約（同様の業務を反復して行うものに限る。）においては、年割最高額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第22条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の契約解除権）

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が第25条の規定に違反したとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

2 第21条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより受注者が損失又は損害を受けたときは、補償又は賠償をしなければならない。

（解除の効果）

第24条 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第21条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意若しくは過失により、滅失し、又は損傷したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により、滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第25条 発注者及び受注者は、業務の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の

目的に利用してはならない。業務の履行に当たる受注者の使用人も、同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

(遅延利息の徴収)

第26条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく損失補償金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を請求することができる。

(相殺)

第27条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺することができる。この場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

2 前項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(談合その他の不正行為があった場合等の解除)

第28条 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法第198条の規定による刑に処せられたとき。

2 第21条第2項及び第3項の規定は前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

3 受注者は、第1項の規定に該当するときは、契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2(ただし、同項第4号に該当する場合は10分の1)に相当する金額を損害賠償金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

4 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

(役員等が暴力団関係者である場合等の解除)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号に規定するときのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第30条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」と

いう。)を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、委託期間内に業務を完了することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による協議の結果、委託期間内に業務を履行することができないと発注者が認めた場合には、委託期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。
- 5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受注者は、前項の被害により、委託期間内に業務を完了することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 7 受注者は、前項の規定による協議の結果、委託期間内に業務を履行することができないと発注者が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、委託期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。

(裁判等の管轄)

第31条 発注者又は受注者は、発注者と受注者との間の紛争に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てについては、呉簡易裁判所又は広島地方裁判所に行う。

(補則)

第32条 この契約書及び仕様書等の中に、前各条に定めるものと相違する規定がある場合は、発注者及び受注者は、当該規定に従うものとする。

- 2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特記事項

（個人情報の取扱い）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、呉市個人情報保護条例その他関係法令（条例を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、これを行わなければならない。

（複写等の禁止）

第2条 受注者は、発注者の指示又は依頼に基づく場合のほか、個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「個人情報資料」という。）を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

（収集制限）

第3条 受注者は、個人情報の収集に当たっては、発注者の実施機関に準じ、呉市個人情報保護条例に定めるところにより、これを行わなければならない。

（利用制限）

第4条 受注者は、この業務の目的以外の目的のために、個人情報を受注者の内部において利用してはならない。

（提供制限）

第5条 受注者は、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、受注者がこの契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て本業務の全部又は主体的部分以外の部分を第三者（以下「再受託者」という。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときは、この限りでない。

第6条 受注者は、前項の規定により、個人情報を再受託者に提供するときは、個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置について、当該再受託者と書面により約定しなければならない。

第7条 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（事故報告）

第8条 受注者は、個人情報を損傷し、滅失し、又は漏えいしたときは、遅滞なく発注者へ報告し、その指示に従わなければならない。

（業務終了後の措置）

第9条 受注者は、この業務の終了後、速やかに、この業務の実施に当たり発注者から引渡しを受けた個人情報資料については発注者に返還し、それ以外の個人情報資料については他に漏えいすることのないよう確実に廃棄しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第10条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報を漏えいし、又は受注者の個人情報の取扱いが不相当であると認められるときは、この契約を解除し、又は発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。